

SPN MiNi motogp 2024

ミニバイク特別競技規則

本大会は、本大会特別規則書に従って開催される。

第1章 総則

- 第1条 競技会の名称
RIDING SPORT CUP SPN MiNi motogp
- 第2条 競技種目
ミニバイクによるスプリントレース
- 第3条 開催場所
(株) スピードパーク新潟
- 第4条 オーガナイザーの名称と住所
(株) スピードパーク新潟
〒959-2600 新潟県胎内市松波 1013-36
- 第5条 競技会競技役員
公式プログラムに記す
- 第6条 競技クラス区分
公式プログラムに記す

第2章 参加申し込み

- 第1条 参加資格
- 1) エントラント
当該年有効なエントラントライセンス所持者であること、またはオーガナイザーが認めたエントラントであること。
 - 2) ライダー
18歳未満の者が参加出場する場合には親権者または保護者の出場承諾書を参加申込書と共に提出すること。
- 第2条 参加受付
- 1) 参加申し込み期限は 競技会開催日の一週間前までとする。

- 2) 参加申込書、競技会参加に関する誓約書、車両申告書、エントリーフィーを、コース受付に持参して受付を行うこと。(申込書は郵送・FAX・メール可、エントリーフィーは銀行振込もしくは現金書留にて締切日必着で郵送も可。)
- 3) 締切日以降の参加申し込みの場合は遅延金として 1,000 円が参加料に加算される。
- 4) 参加料
 - ・ SP-EXP クラス 8,000 円
 - ・ MB-55 クラス 8,000 円
 - ・ MB-57 クラス 8,000 円
 - ・ MB-59 クラス 8,000 円
 - ・ HRC NSF100 トロフィー 8,000 円
 - ・ HRC GROM Cup 8,000 円
 - ・ トライクラス 8,000 円
 - ・ 4ST50 スクータークラス 7,000 円

(ライダー、ピットクルー各1名の登録料、消費税を含む)

ピットクルー登録料 1名追加登録につき別途 1,000 円

ダブルエントリー +3,500 円

第3条 参加定員

- 1) 参加台数は、各クラス先着30台とする。
- 2) 参加受付台数は締切日の段階で3台未満だった場合レースは不成立となり参加料は返還される。

第4条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理または参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後で、参加を取り消した場合、参加料は返還されない。

第3章 車両規則

第1条 ミニバイク総合規定

1 安全規定

- ・ ブレーキは前後に独立した安全なブレーキを備えなくてはならない。
- ・ ハンドルは、左右一杯に切ったときに、ライダーの指を挟まないように間隔を確保しなければならない。

- ・ クラッチレバー、ブレーキレバーグリップの変更は可。但し、先端に丸みを持たせなければならない。
 - ・ サイドスタンドのステーの切除が望ましい。また、安全の確保のためアンダーチェーンガードは必ず装着すること。
 - ・ 取り外さなければならないものは、バックミラー、スタンド類、キャリア等。また、ヘッドライト、ウィンカー、テールランプなどは、取り外すかテーピングを施さなければならない。
 - ・ カウリングなどを取り外した場合は、その全てのステーも取り外すこと。
 - ・ オイルドレーンボルト及び給油口は、必ずワイヤーロックを施すこと。
 - ・ ガソリンキャッチタンク及び、ラジエーターキャッチタンクは転倒時に悪影響の無い場所に強固に取り付けなくてはならない。
 - ・ 4ST50 スクータークラスを除く、4ストローク車両はアンダーカウルを取り付けなくてはならない。
 - ・ キャッチタンク類は走行前に必ず空にしておくこと。
 - ・ 前後アクスルシャフトは、ロックナット又はワリピンを使用すること。
 - ・ 他のライダーに危険及び迷惑を及ぼすような改造をしてはならない。
 - ・ 参加ライダーは皮製ツナギ、皮製ブーツ、皮製グローブ、フルフェイスヘルメットを着用しなくてはならない。
 - ・ ステップの先端が尖ってないこと。
 - ・ 鋭角なものが取り付いてないこと。
 - ・ タイヤウォーマーの使用条件について、4ST50スクーターエンジョイクラス以外はパドック内に限りタイヤウォーマーの使用を認める。但しピットロード内及びスターティンググリッド内での使用は認めない。
- 電源は各自で用意すること。

○ SP-EXP クラス

★ミッション付きノーマル車.市販レーサーを除く一般公道走行用車両.

- ・ 下記以外の改造・変更は一切不可。
- ・ 排気量は、2ストローク-50cc、4ストローク-100cc とする。
- ・ マフラー、チャンバーの変更は可。
- ・ リミッターカット・CDIユニット・ワイヤーハーネスの改造・変更は可。
ただしメインキーを取り外す場合は、誰でも容易に操作出来るキルスイッチを装備すること。
- ・ タイヤは一般市販されていて、通常ルートで購入できるもののみ交換可。

スリックタイヤ（インターミディエイト、レーシングレインを含む）および、磨耗限度を超えたもの、グルービング（溝きり、カッティング）したものは不可。

- スプロケット・チェーン・チェーンサイズの変更は可。
- スパークプラグ、プラグキャップ、プラグコード、イグニッションコイルの変更は可。
- カウルが市販時に装着されている車両の、社外品への交換は可。
ただし、スクリーンを含むカウルの取り外しは不可。
- シートカウルの改造・変更は可。なお、改造・変更の有無を問わず、転倒時にシートカウルが外れないように強固に固定していなければならない。
- メーターやシート固定のための追加ステーの使用、および、ハンドル切れ角調整のための改造は可。

- ブレーキは、前後共に市販時の物とし、変更は認めない。
ただし、パッド・シューの材質、ブレーキオイル、ブレーキホース、バンジョーボルトの変更は認める。

（注）ブレーキとは、マスターシリンダー・キャリパー・キャリパーサポート・トルクロッド・ディスクプレートまでを言う。

また、キャリパー&マスターガードの取付け、及びそれに伴うボルト等の変更は可とする。

- リヤサスペンションの変更は可。
- **YAMAHA TZR50R TZR50R RZ50** について、キャブヒーティング機構の取り外し（ホースのみ）と、その後の処理のみ可とする。
- キャブレターは、ジェット類、ニードル等のセッティングインナーパーツの変更、およびインテークチャンバーの取り外しと、その後の処理のみ可。ただし、4ストローク-100cc 車両のみ、キャブレターの社外品への変更は可。
- 4ストローク-100cc 車両のみ、カムシャフトの変更は可。
- エアクリーナーボックスおよびエレメント、キャブガードの改造、変更、取り外しは可。また、エアファンネルの取り付けは可。
ただし、エアファンネルは、キャブレター本体を無加工で取り付けられるものに限る。
4ストローク-100cc 車両のみ、インテークマニホールドの変更は可。
- 始動機構と、それらの関連部品の取り外しは可。
- 2ストローク車両の分離給油のオイルポンプ（オイルタンク等の関連部品を含む）の改造・変更、取り外しは可。
- アクセルワイヤー、アクセルグリップ（ハイスロットル・ラバーR Lを含む）、オイルポンプ作動用ワイヤーの改造・変更は可。
- クランクケースカバー（R L）の改造・変更は可。
- ラジエター本体の改造・変更は可。ラジエターカバー（シュラウド含む）、サーモスタットの改造・変更は可。

- フレームの改造・変更は不可。ただし、サイドスタンド取り付け部は、そのステーを最端部より **40mm** 程度削除すること。
- 不要ステーの削除、およびメーターやシート固定のための追加ステーの使用、および、ハンドル切れ角調整のための改造は可。
ただし、どの場合も先端を丸める処理を施すこと。
- フロントサスペンションの変更は不可。
ただし、エアー加圧のためのバルブの取り付け、イニシャルアジャスターの取り付け、インナーパーツ（シートパイプ・スプリングなど）の改造・変更・追加及びスタビライザーでの補強は可。
また、ダストシールの変更・取り外しも可。
- ステアリングダンパーの使用は可。
ただし、ステアリングストッパーとの兼用は不可。
- ホイールアッセンブリーの変更は不可。
ただし、スピードメーターケーブル駆動用のギア、およびダストシールの取り外しのみ可。
- フロント・リヤのホイールカラーの変更は可。
また、ホイールエアバルブ及びバルブキャップの変更は可。
- ハンドルバー、およびトップブリッジの改造・変更は可。
ただし、フレームなどの改造は不可。
- ガソリンタンクは、市販時の状態の物で改造・変更は認めないが、フューエルコック、給油口の改造・変更は可。
- フロントフェンダー・リヤフェンダーの改造・変更は可。
取り外しは、リヤフェンダーは可とし、フロントフェンダーは、フルカウル装着車両のみ可とする。
- ステップペダル、ステップホルダー、ステップバー、リンクなどの改造・変更は自由であるが、どのペダルも容易に操作できる位置でなければならない。
- クランクケースから出ているブリーザーホースには、オイルキャッチタンクもしくはそれと同等の機能を満たす物を装着しなければならない。
なお、その際使用されるホース及び本体は、高温にも耐えうる材質を考慮する事。
ブローバイガスについては、吸気への循環方式とする。
- バッテリーの変更、取り外し、および不要なステーターコイル（充電コイル等）の取り外しも可。
- ボルト・ナットの変更は可。ただしアクスルボルト、スイングアームピポッドボルト及びエンジン内部については不可。
アルミやチタン製のボルト・ナットをエンジン関係とブレーキ関係に使用する事は、（ブレーキフルード系統とクラッチケースカバーは除く）安全を考慮し全て不可。

- ・ クラッチ機構は、クラッチプレート、フリクションディスクが純正部品であれば、クラッチスプリング、クラッチセンター（クラッチボス）の改造・変更およびクラッチプレート、フリクションディスクの枚数の変更は可。
- ・ リヤブレーキホースとリザーブタンクが一体形状となるリザーブタンクレスキット及び、それと同等の機能を満たすパーツの装着は可。
その場合はキャップ等からオイルが漏れない様適切な処置を施す事。
- ・ メーター類の追加、改造、変更、取り外しは可とし、それに伴うケーブルの追加や取り外しも可。
また、ラップタイマーやデータロガー、簡易 GPS の装着も可とするが、いかなる場合も脱落及び走行の支障をきたさぬ様十分注意し取り付ける事。

○ MB-55 クラス

★ミッション付きノーマル車.市販レーサーを除く一般公道走行用車両.

- ・ 下記以外の改造・変更は無制限。ただし、総合規定、音量規定は満たすこと。
- ・ 排気量は、2ストローク-80cc、4ストローク-125cc までとする。
- ・ タイヤは一般市販されていて、通常ルートで購入できるもののみ交換可。
スリックタイヤ（インターミディエイト、レーシングレインを含む）および、磨耗限度を超えたもの、グルーピング（溝きり、カッティング）したものは不可。

○ MB-57 クラス

★ミッション付きノーマル車.市販レーサーを除く一般公道走行用車両.

- ・ 下記以外の改造・変更は無制限。ただし、総合規定、音量規定は満たすこと。
- ・ 排気量は、2ストローク-80cc、4ストローク-125cc までとする。
- ・ タイヤは一般市販されていて、通常ルートで購入できるもののみ交換可。
スリックタイヤ（インターミディエイト、レーシングレインを含む）および、磨耗限度を超えたもの、グルーピング（溝きり、カッティング）したものは不可。

○ MB-59 クラス

★ミッション付きノーマル車.市販レーサーを除く一般公道走行用車両.

- ・ 下記以外の改造・変更は無制限。ただし、総合規定、音量規定は満たすこと。

- ・ 排気量は、2ストローク-80cc 4ストローク-125cc までとする。
- ・ タイヤは一般市販されていて、通常ルートで購入できるもののみ交換可。
スリックタイヤ（インターミディエイト、レーシングレインを含む）および、磨耗限度を超えたもの、グルーピング（溝きり、カッティング）したものは不可。

○ トライクラス

★ミッション付きノーマル車.市販レーサーを除く一般公道走行用車両。

- ・ 下記以外の改造・変更は無制限。ただし、総合規定、音量規定は満たすこと。
- ・ 排気量は、2ストローク-80cc 4ストローク-125cc までとする。
- ・ タイヤは一般市販されていて、通常ルートで購入できるもののみ交換可。
スリックタイヤ（インターミディエイト、レーシングレインを含む）および、磨耗限度を超えたもの、グルーピング（溝きり、カッティング）したものは不可。

○ NSF 100 HRC トロフィー

★HRC より販売される NSF100 市販モデル

- ・ 車両はノーマル状態を基本とし、改造・変更は認められない。
ただし、「NSF100 HRC トロフィー」車両規則にて認められている箇所の変更は可とする。

○ HRC GROM Cup

★ホンダ GROM の市販車、及び HRC レースベース車

- ・ 参加する車両は「HRC GROM Cup」車両規則に合致していなければならない。
また、規則に明記、または許可されていないものについての一切の改造、変更は認められない。

○ 4ST50 スクータークラス

★4サイクル50ccスクーター 一般公道用車両

- ・ 下記以外の改造・変更は一切不可。
- ・ マフラーの変更・改造は不可。ただし、同一メーカー4サイクル50ccスクーター用純正マフラーで、無加工・無改造で装着出来るものは流用可。

- ・ 吸気系の変更・改造は不可。ただし、空冷車両はエアクリーナーボックスの加工・変更を認める。
- ・ ブローバイホースはシリンダーヘッドからエアクリーナーボックスへ繋ぎ、内圧コントロールバルブやワンウェイバルブなどは使用不可。
- ・ キャブレター車両に関しては、ジェット類・ニードル類のセッティングインナーパーツのみ変更可。ただし、オートチョーク機構に関しては、作動関連部品についてのみチョーク解除状態に固定する為の改造のみ可。また、アイドルコンセンペーターは機能停止の為のジョイントホースの取り外しと、取り外し部分への蓋の装着のみ可。
- ・ エンジン本体（ガスケット含む）変更・改造は不可。ただし、エンジン整備の際のバルブすり合わせやシートカット等、必要最小限のメンテナンスは可。
- ・ 駆動系（クランクシャフト・クランクケースカバー・リアホイールは除く）は、同一メーカー・同排気量の純正部品で、無加工・無改造で装着出来るものは流用可。ただし、空冷車両の駆動系については、社外品の使用・改造・加工を認める。
- ・ キック式始動に関する部品（キックペダル・ギヤ・スプリング等）の加工・取り外しは可。
- ・ 駆動系カバーはキック取り外し及び転倒により開いた穴は必ず塞ぐこと。溶接が望ましいが、最低限金属系粘着テープで塞ぐこと。また、カバーの取付ボルトは全て使用すること。
- ・ 車両ハーネスの変更・改造は可。ただしメインキーの取り外し（移設は可）は不可とし、メインキーでエンジン停止操作が出来るものとする。
- ・ フライホイール・ジェネレーター・空冷ファン・発電制御レギュレーターの変更・取り外しは不可とし、バッテリー充電機能を稼働させられなければならない。
- ・ インジェクション車両のECUの改造・変更は不可。ただし、燃料調整機能及び点火時期調整機能、エンジン回転リミッターの変更及び解除が出来る電子制御装置（サブコン）の使用は可。キャブレター車両については、CDIユニットの変更可。
- ・ バッテリーの変更は可。ただし、容量の大きなものや、バイク用以外の物への変更は不可とし、セルスターターにてエンジンが始動出来るようにしなければならない。ただし、空冷車両についてはリアタイヤサイズ変更の為のセルスターターモーターの取り外しは可。その際は、キック式にてエンジンが始動できなくてはならない。
- ・ タイヤの変更は可。ただし、一般市販されていて通常ルートで購入出来るもののみ使用可。
- ・ ブレーキは、ワイヤー・オイル・ホース・パッド・シュー・レバー・バンジョーボルトの変更は可。
- ・ リヤサスペンションの変更可。
- ・ フロントフォークスプリング部分のカラーの追加、フロントフォークスプリングの変更、フロントフォークオイルの変更、シートパイプの変更加工は可。

フロントフォークとの干渉を避ける為の最小限のカバー類の加工は可。

- L e t s 車両のみ、前側サスペンションについては、ステム・ブレーキ一式・フロントホイール含め、同排気量のスクーターの部品の流用可。流用時に必要な最小限のステム加工・ハンドルバーの加工は可。
- L e t s 車両のみ、リアホイールは、同一メーカー・同排気量の純正部品で、無加工にて装着出来るものの流用可。
- レーシングスタンド・サスペンション取付の為のステー類の追加・取付は可。
- スピードメーターケーブル・関連部品の変更・取り外しは可。フロントホイールのダストシールの取り外しは可。ただし、ホイールベアリングのオイルシールは取り外しは不可。
- バーエンドキャップを取り付けるためのハンドルエンド部の加工は可。バーエンドキャップが使えない車両は、非貫通タイプのグリップを使用すること。
- アクセルワイヤー・アクセルグリップ部（ハイスロ・バーエンド・ラバー）変更可。
- コンビブレーキ車両に関しては、コンビブレーキ解除の為のワイヤーの取り外しや、変更は可。
- 安全性の為、フレーム・エンジンなど走行中明らかに接地している箇所に関しては、強度に影響が出ない範囲で切除が望ましい。加工後の処理は安全性を考慮すること。
- ボディーカバー類の改造は不可とするが純正同一形状の物への変更は可。安全性・整備性向上の為、アンダーカバー・インナーフェンダー・リアフェンダーの加工及び取り外しは可。ただし燃料タンクが直接路面に接触する可能性がある場合は純正カバーと同等以上の強度を有するカバー（金属製が望ましい）を取り付けること。（タイラップのみの固定は不可）
- ライト・ウィンカーライト・テールランプを取り外した場合には、同部位へのカバーの装着は可。
- ステップ部のカットは可。ただし穴は塞ぐこと。
- シート表皮・シートベース・シート内ウレタンの加工、変更は可。

2 車両規則その他

- タイヤは一般市販タイヤのみとする。
- ホイールに関しては、インチは問わない。
- ゼッケンはフロント及びシートカウルの左右両側、またはアンダーカウル左右両側に表示し剥がれる事のないよう確実に貼り付けなければならない。

第2条 公式車両検査

1) 本大会特別規則書、第12条ミニバイク総合規定に則り車両検査が行われる。

この際、非合法な部分がありながらも、技術委員に発見されなかったとしても承認

が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合がある。

- 2) ライダーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、ライダーの装備品（ヘルメット、皮ツナギ、グローブ、ブーツ）も技術の検査を受けること。
- 3) 公式車両検査に合格した車両は、本大会中その形状を維持しなければならない。

第3条 燃料

燃料は「本大会特別競技規則書」に従った一般市販の無鉛ガソリン及びオイルを使用しなければならない。予告なくこれらを検査する場合がある。

また、すべての燃料冷却方式は禁止される。

第4章 競技に関する事項

第1条 公式練習

- 1) 全てのライダーは、公式練習に参加する際は、主催者より配布された計測器を取り付けること。ただし公式練習の参加は自由。
- 2) ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コース上に停止した場合も公式練習に参加したと認められる。
- 3) 公式練習は車検に未登録のタイヤの使用を認める。

第2条 タイムトライアル

- 1) 全てのライダーはタイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし、決勝ヒートは最後尾スタートとなる。
- 2) タイムトライアル中にパドックに戻った場合は、再び出走することができない。
- 3) ベストラップが同タイムになった場合は先にタイムを出した方を優先する。

第3条 レースの方法

- 1) レースはタイムトライアル、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位が確定する。
- 2) レース成立台数は公式練習3台以上とする。

第4条 決勝ヒート

- 1) 決勝ヒートのグリッドポジションは、タイムトライアルの結果順とする。

第5条 スタートの方法

- スタンディングスタート

- 1) コースインラップを経てレッドマーシャルの指示に従い、予選順位のスターティンググリッドに整列する。
- 2) フォーメーションラップを経て、全ての車両が整列したと確認された後グリッド最後尾にてグリーンフラッグが振動表示される。
- 3) グリーンフラッグの振動表示を確認したスターターは、以下のいずれかの方法でスタートを宣言する。
 - 日章旗・・・日章旗を掲げ手から旗が離れた瞬間（振動表示）
 - シグナル・・・レッドシグナル点灯状態から消灯した瞬間以後は、レースとしての進行となる。

第6条 レース中のルール

- 1) いかなる場合でも、定められた方向と逆に走行してはならない。
- 2) 工具、ケミカル用品を携帯して走行してはならない。
- 3) レース中、パドックに戻った車両はレース放棄とみなし再びコースインすることはできない。
- 4) ピット、パドック以外では工具の持ち込み、使用を禁止する。
- 5) コース上で停止した場合、他を妨害することなく自力で再発進できる場所のみ復帰を認める。
- 6) リタイヤしたライダーは、すみやかに自分の車両を安全な場所に移動させること。
- 7) レース中はコースを外れてショートカット及び、イエローラインカットすることは認められておらず、該当行為はコースアウトとみなされペナルティー対象となる。なおコースアウトに対してのペナルティーは競技長の判断による。
- 8) 赤旗中断された場合
 - やむを得ない理由により赤旗にて走行が中断された場合、走行再開の手順は以下のとおりとする。

フリー走行・タイムアタック予選時

- a) 赤旗にて走行が中断された時点での時間を差し引いた残り時間が、残りの走行時間となる。
- b) 残りの走行時間が3分を切っている場合は、サーキット責任者又は、レースコントロールの判断でそのセッションを終了とする。
- c) ただしb)においてもセッション中断が多くありタイムアタックが十分に行われていないとサーキット責任者又はレースコントロールが判断した場合は、セッションの5分間のセッション延長となる。

予選レース・決勝レース時

- a) スタートから2周回を終えないうちに（トップの車両が2周目のコントロールラインを超えないうちに）走行が中断された場合はダミーグリットに付いた状態からのスタートのやり直しになる。
- b) スタートから2周回を終え（トップの車両が3周目に入った以降に）、かつ全レース周回数の60%を終えていない時点での走行中断は、中断された時点の1周前の順位をグリット順とした2ヒート制のレースとする。レース結果は2ヒート目の着順とする。
 - 全8週の60%……5日目まで
 - 全10週の60%……6日目まで
 - 全12週の60%……8日目まで2ヒート目は中断時の残り周回数から1周減算した周回数とする。
例) 決勝10周レースの4周目で赤旗中断した場合
 $10 - 3$ （成立した周回）= 7周
そこから1周引いた残り6周での2ヒート目のレースとなる。
- c) 全レース周回の60%を越えてからの走行中断は、その赤旗を持ってレース終了とする。レース結果は中断された時点の1周前の順位を着順とする。
赤旗を確認したら後方に合図を出しながら減速してピットインをすること。
ピットロードのコントロールライン手前でオフィシャルの誘導で停車し指示に従うこと。

第7条 レースの終了

- 1) レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にバイクが自力で同ラインを通過した者に対してチェッカーフラッグが振られる。

第8条 再車検

- 1) レース終了後の再車検、車両保管は行わない。

第9条 完走

- 1) チェッカーに関わらず規定周回数の1/2を完了していなければならない。

第10条 順位の決定

- 1) レースの順位は次の順序により、多い順に決定される。
 - ① チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了しチェッカーを受けた者）
 - ② チェッカーを受けない完走者（規定周回数の1/2は走行したが、チェッカー

を受けなかった者)

③ 未完走者 (チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2を走行していない者)

2) 同一周回数の場合は、その周回数を先に完了 (コントロールライン通過) をした者を優先する。

第11条 ペナルティー

スタート違反	タイム加算ペナルティー 当該車両は決勝レース終了後、競技結果に10秒加算する。
悪質な危険走行	注意・指導・警告 繰り返し行われた場合はさらに重いペナルティーが掛かる。
公式シグナル違反	タイムトライアル時・・・ベストラップ抹消 レース時・・・・・・・・・・1周減算
車両違反	公式車検終了後に車両規則の違反が見られた場合 タイムトライアル・・・・・・・・予選結果抹消 決勝レース・・・・・・・・失格
飲酒	イベントからの除外

第12条 抗議

- 1) 抗議は、当該セッション終了後、書面を持って抗議料を添付の上エントラントより競技長を経由し、大会審査委員に提出するものとする。
- 2) 抗議は、抗議内容と関連するレースに参加した競技者により提出されなければならない。
- 3) 抗議提出の制限時間
 - ① 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
 - ② 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
 - ③ 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- 4) ビデオカメラ、車載カメラを使用しての抗議は一切認めない。
- 5) 抗議料は、20300円 (税込) とする。

第13条 成績決定および賞典

- 1) 決勝ヒートの順位によって決定する。

- 2) 賞典はライダーに対して行われる。
- 3) 賞典の対象は決勝ヒートを完走したライダーに限る。

第14条 広告

- 1) ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告については、オーガナイザーは次のものに関し抹消する権限を有し、かつライダーはこれを拒否することができない。
 - ① 公序良俗に反するもの
 - ② 政治、宗教に関係したもの

第15条 その他

- 1) すべてのヒートで、チェッカーフラッグ提示と同時にピットロードを閉鎖し以降のコースインはできないこととする。
 - 2) 旗の信号については「本大会特別競技規則書」に従う。但し信号旗使用の必要が生じた場合は、公式通知にて発表すると共にライダーズミーティングにおいて発表する。
 - 3) 競技中において、コースを外れてショートカット及びイエローラインカットする事は一切認められず、当該行為はコースアウトとみなされ、ペナルティーの対象とする。なおコースアウトに対するペナルティーは競技場の判断による。
 - 4) 競技中において、前後いずれかの競技ナンバーが判読出来ない場合、黒旗が提示される場合がある。それに該当する車両は必ず一度ピットインして競技ナンバーを取り付け直さなければならない。
 - 5) レース（ヒート）周回数の60%以上が消化された場合、当該レース（ヒート）が成立する。
 - 6) いかなる場合でもコース上にて停車し、スタート練習等の行為は禁止とする。
 - 7) 喫煙場以外での喫煙、火気の使用は厳禁とする。
 - 8) ピットロードを走行する際は、必ず徐行しなければならない。
- ※ ここで言う徐行とは、タイヤをロックさせることなく、何時でも安全に停止できる速度、走行を言う。

第5章 その他

第1条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにレース場の施設、機材、器具に対す

る損害の補償の責任を負うものとする。計測器の破損、紛失に関しても損害請求をする事がある。

- 2) エントラント、ライダー、ピット要員はコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている事を了承してはならない。

第2条 誓約書の署名

エントラント、ライダー、ピット要員は参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。